

社会福祉法人爽裕会役員並びに評議員の報酬及び旅費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款に定める役員及び評議員に対する報酬及び費用弁償の額について、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事

- ① 勤務1日に1時間以上3時間未満の場合 5,000円
- ② 勤務1日に3時間以上8時間未満の場合 10,000円

(2) 監事

- ① 勤務1日に1時間以上3時間未満の場合 5,000円
- ② 勤務1日に3時間以上8時間未満の場合 10,000円

(2) 評議員

- ① 勤務1日に1時間以上3時間未満の場合 5,000円
- ② 勤務1日に3時間以上8時間未満の場合 10,000円

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が用務のために旅行したときは、その旅行に対して費用弁償を支給する。

2 前項により支給する旅費は、旅費規程による。

3 東広島市内に居住する役員及び評議員には、同市内で行われる理事及び評議員会議等の勤務のための交通費は支給しない。

4 東広島市外に居住する役員及び評議員には、交通費として5,000円支給する。

5 社会福祉法人爽裕会の従業者が役員及び評議員の場合、この規程は適用しないものとする。

(改 廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員の決議を経て改廃することができる。

附 則

1、この規程は、平成17年5月1日より施行する。

2、この規定は、平成25年4月1日改正施行する。

3、この規定は、平成29年7月1日改正施行する。